

サービス管理責任者の要件（実務経験）

業務 範囲	業務内容	具体的内容	実務経 験年数
① 相談支援業務	施設等で相談支援業務に従事する者	i) 地域生活支援事業、障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業、障害児（者）地域療育支援事業の従事者 ii) 児童相談所、身体障害者更生相談所、精神障害者社会復帰施設、知的障害者更生相談所、福祉事務所、発達障害者支援センターの従業者 iii) 身体障害者更生施設、知的障害者更生施設、障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設、更生施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域包括支援センターの従業者	5 年以上かつ 900 日以上
	就労支援に関する相談支援に従事する者	iv) 障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターの従業者	
	特別支援教育で進路相談、教育相談業務に従事する者	v) 特別支援学校の従業者	
	保健医療機関において相談支援業務に従事する者	vi) 保健医療機関の従業者で次に掲げる者 a. 社会福祉主事任用資格者 b. 訪問介護員 2 級以上に相当する研修修了者 c. 国家資格者（※） d. i) から v) に掲げる従事期間が 1 年以上ある者	
	その他	vii) その他これらの者に準ずると都道府県知事が認めた者	

業務 範囲	業務内容	具体的内容	実務経 験年数
② 直接支援業務	施設等で介護業務に従事する者	i) 障害者支援施設、障害児入所施設、身体障害者更生施設、身体障害者養護施設、身体障害者福祉ホーム、身体障害者授産施設、身体障害者福祉センター、精神障害者社会復帰施設、知的障害者デイサービスセンター、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、知的障害者通所寮、知的障害者福祉ホーム、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、療養病床の従事者 ii) 障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業、老人居宅介護等事業の従事者 iii) 保健医療機関又は薬局、訪問看護事業所の従事者	10 年 以上か つ 1,800 日以上
	障害者雇用事業所で就労支援業務に従事する者	iv) 特例子会社、重度障害者等多数雇用事業所の従業者	
	特別支援教育で職業教育業務に従事する者	v) 特別支援学校の従業者	
	その他	vi) その他これらの者に準ずると都道府県知事が認めた者	
③ 有資格者等	上記②の直接支援業務に従事する者で次のいずれかに該当する者 a. 社会福祉主事任用資格者 b. 訪問介護員 2 級以上に相当する研修修了者 c. 児童指導員任用資格者 d. 保育士	②の i) ~vi) に同じ	5 年以 上かつ 900 日以上
	上記①相談支援業務及び②直接支援業務に従事する者で、国家資格(※)による業務に 3 年以上従事した者	①の i) ~vii)、②の i) ~vi) に同じ	3 年以 上かつ 540 日以上

※国家資格者とは、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士又は精神保健福祉士をいいます。

※サービス管理責任者となるには、上記実務経験に加えて相談支援従事者初任者研修（講義部分）及びサービス管理責任者研修（該当分野）を修了していなければなりません。

※平成 31 年 3 月 31 日までであった猶予措置及び資格弾力化特区等の特別措置は、現在は廃止されています。